

JGAP 審査員(家畜・畜産物)の登録要件の見直し(期限付き)について_2

JGAP 総合規則(家畜・畜産物)2019 11.3「審査員の登録要件」について、Covid-19 等による諸般の事情を考慮し、下記のとおり期間限定で要件を見直すことといたしました。

記

1. JGAP 総合規則(家畜・畜産物)2019 11.3「審査員の登録要件」

- (1) 協会が承認する JGAP 団体認証研修の合格者
- (2) CODEX 委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理と HACCP の教育・訓練コース(最低 2 日間)の修了者(「農場 HACCP 審査員要請研修」(3 日間)終了・合格者を含む)

以下のとおり読み替えるものとする。

- (1) 協会が承認する JGAP 団体認証研修の合格を必須条件としないが、合格していない審査員については、個別認証のみ審査を行うことができる(団体認証の農場は審査を担当できない)
- (2) 獣医師または大学等で公衆衛生学を履修したものは、CODEX 委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理と HACCP の教育・訓練コース(最低 2 日間)の修了(「農場 HACCP 審査員要請研修」(3 日間)終了・合格者を含む)を必須条件としない

2. 適用期間

本レターの適用期間は、2021 年 11 月 1 日から 2022 年 10 月 31 日とする。

なお、本レターを適用し審査員登録を行った審査員が、審査員登録の継続を希望する場合は、従前の登録要件を満たさなければならない。

以上